省エネルギー対策等級―等級４
P0102170402Ab008165a、P0102170402Ab008191a
P0102170402Ab008192a、P0102170402Ab008193a
P0102170402Ab008194a、P0102170402Ab009155a
P0102170402Ab009181a、P0102170402Ab009182a
P0102170402Ab009183a、P0102170402Ab009184a
省エネルギー対策等級―等級３
P0102170302Ab008165a、P0102170302Ab008191a
P0102170302Ab008192a、P0102170302Ab008193a
P0102170302Ab008194a、P0102170302Ab009155a
P0102170302Ab009181a、P0102170302Ab009182a
P0102170302Ab009183a、P0102170302Ab009184a

地方職員共済組合役員の就任について

役員の就任について次のとおり公告する。
平成26年12月26日　　地方職員共済組合
平成26年12月１日付
理事長　　河野　　栄
理事（非常勤）　菊地健太郎
理事（非常勤）　池田　清貴
理事（非常勤）　舩山　　整
監事（常　勤）　宮田　昌一
監事（非常勤）　今泉　秀記
監事（非常勤）　森本　佳広

公示送達

有限会社アガリ総合研究所出版部代表取締役上里剛士氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。
なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成26年12月26日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。
記
日本弁護士連合会綱紀委員会平成26年綱第1006号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本
平成26年12月26日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
１　処分をした弁護士会　横浜弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　　名　猪俣　貞夫
登録番号　14172
事務所　神奈川県横浜市中区日本大通55
弁護士ビル８階
横浜公園前法律事務所
３　処分の内容　業務停止１年４月
４　処分が効力を生じた年月日
平成26年12月９日
平成26年12月11日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長175センチメートルくらい、中肉、白髪交じり
上記の者は、平成26年５月30日午後１時20分、夢の島緑道公園内、木に首を吊った状況で発見された。死亡日は、平成26年５月15日頃。
遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。
平成26年12月26日
東京都　　江東区長　山﨑　孝明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳位の女性で身長155㎝位、中肉、白髪混じり、白青赤のボーダーのニット帽、緑色長袖の上着、黒色長ズボン、白色靴下
上記の者は、平成26年10月28日午後１時30分ころ、ＵＲ都市機構大島６丁目団地６号棟敷地植込み内で死亡しているのを発見された。死亡日は、平成26年10月27日頃。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第二課まで申し出てください。
平成26年12月26日
東京都　　江東区長　山﨑　孝明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳代～80歳代の男性、所持金品は現金7,270円、タバコ(銘柄メビウス)、パチスロメダル
上記の者は、平成26年９月３日午前４時５分頃、富山市東石金町11番17号不二越セルバ東側敷地内にて発見されました。身元不明のため平成26年10月31日に火葬に付し、遺骨は富山市長岡墓地無縁納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は本市社会福祉課まで申し出て下さい。
平成26年12月26日
富山県　　富山市長　森　　雅志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳代後半以上男性
上記の者は、平成26年４月12日午前８時頃、京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字南山13番地の竹林で発見された。白骨体で頭蓋骨の一部のみであった。遺骨は当町無縁墓地に保管してあります。心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。
平成26年12月26日
京都府　　大山崎町長　山本　圭一

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適切な維持管理の確保のため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成26年12月26日　　名古屋市
１．墳墓等所在地　名古屋市緑区有松愛宕362番地
１．墳墓等の名称　名古屋市立愛宕霊園第２区Ａア号44番　鈴木家
１．死亡者の本籍及び氏名　名古屋市南区呼続町９丁目40番地　鈴木憲一郎・本籍不詳　鈴木和子・本籍不詳　鈴木きぬ
１．改葬を行おうとする者　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号　名古屋市長　河村たかし
１．連絡先　名古屋市天白区天白町大字八事字裏山69番地　八事霊園・斎場管理事務所（電話052―832―1750）

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。
平成26年12月26日
八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業
施行者　八千代市
代表者　八千代市長　秋葉　就一
記
１．書類の送付を受けるべき者の氏名及び最後の住所
氏名　須田　忠重（被相続人　須田　たま）
住所　千葉県船橋市緑台２丁目５番４棟201号
２．通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、八千代都市計画事業大和田駅南地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。
なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県八千代市大和田新田312番地の５にある、大和田駅南地区土地区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業６街区にある小板橋南町会掲示板に掲示してあります。
教示
⑴　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
⑵　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、八千代市を被告として（訴訟において八千代市を代表する者は八千代市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。